

出典:「つくば市障害者プラン」より一部抜粋

# つくば市障害者プラン

令和3年(2021年)3月

## 第3次つくば市障害者計画

〔対象期間〕令和3年度(2021年度)から 令和8年度(2026年度)まで

## 第6期つくば市障害福祉計画

〔対象期間〕令和3年度(2021年度)から 令和5年度(2023年度)まで

## 第2期つくば市障害児福祉計画

〔対象期間〕令和3年度(2021年度)から 令和5年度(2023年度)まで

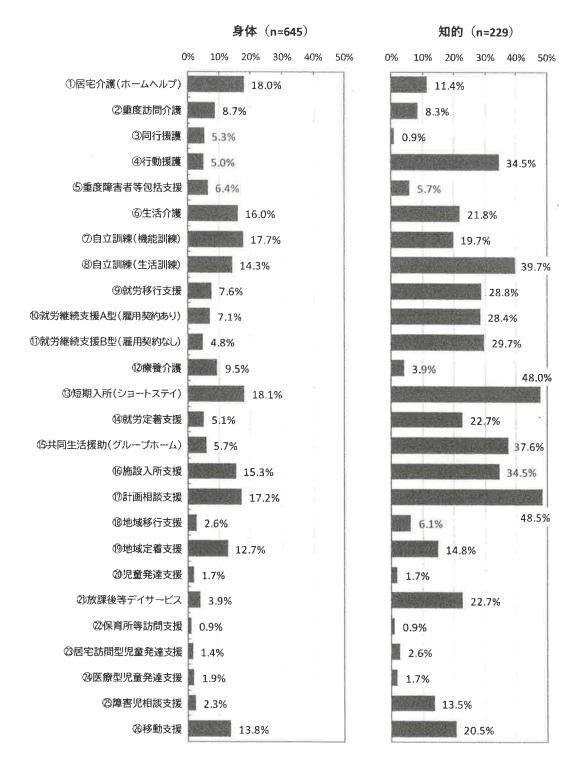
つくばSDGs

## 【今後利用したい福祉サービス】

## ■身体障害、知的障害

身体障害では、希望の多い順に「③短期入所」(18.1%)、「①居宅介護」(18.0%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(17.7%)、「⑰計画相談支援」(17.2%)、「⑥生活介護」(16.0%)などとなっています。

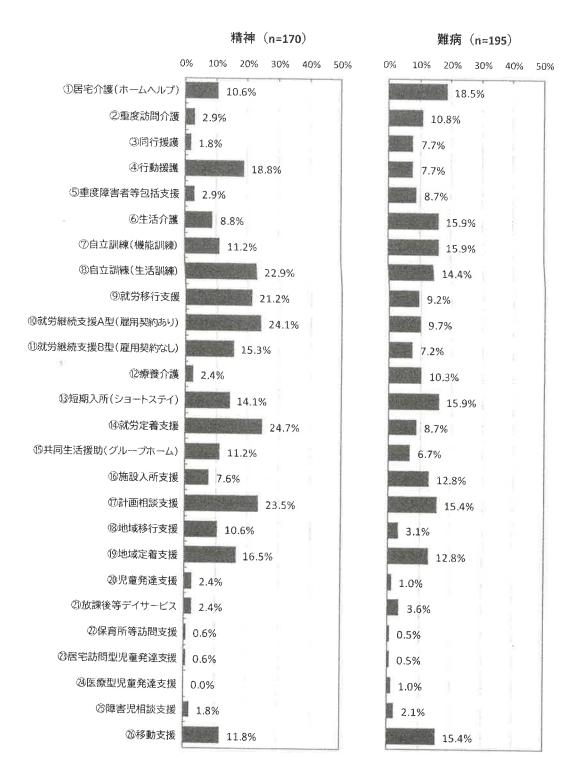
知的障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(48.5%)、「⑬短期入所」 (48.0%)、「⑱自立訓練(生活訓練)」(39.7%)、「⑮共同生活援助」(37.6%)、「⑭行動援護」(34.5%)、「⑯施設入所支援」(34.5%)などとなっています。



## ■精神障害、難病

精神障害では、希望の多い順に「⑭就労定着支援」(24.7%)、「⑩就労継続支援 A 型」(24.1%)、「⑪計画相談支援」(23.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(22.9%)、「⑨就労移行支援」(21.2%)などとなっています。

難病では、希望の多い順に「①居宅介護」(18.5%)、「⑥生活介護」(15.9%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(15.9%)、「③短期入所」(15.9%)、「⑪計画相談支援」(15.4%)、「⑥移動支援」(15.4%)などとなっています。



## 第3章 令和5年度(2023年度)における目標値

## 第1節 前期計画の評価

「つくば市障害福祉計画(第5期)・つくば市障害児福祉計画(第1期)」で、成果目標、活動指標を設定したものについての評価を行いました。

## 1 施設入所者の地域生活への移行

令和2年度(2020年度)末時点における平成28年度(2016年度)末から入所	目標値	3人
施設利用者の減少数	実績値	0人
亚古 20 年度(2019 年度)から会和 2 年度(2020 年度)ままでの地域移伝学教	目標値	14 人
平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)末までの地域移行者数	実績値	9人

●令和2年度末時点で入所施設入所者数の減を3名と見込んでいましたが、実績値は0人でした。また、令和2年度末までの地域移行者数を14人と見込んでいましたが、実績は9人でした。

理由としては、施設利用者の重度化・高齢化により地域移行者数が減少していること等が考えられますが、全国的に見ても同様の傾向があります。そうしたことから、国では報酬改定において、グループホームで重度の障害者への支援を可能とする「日中サービス支援型共同生活援助」など、新しいサービスの創設を行っております。こういったサービスを活用しながら、地域での生活を希望する障害者が、地域で生活できるよう支えるサービスの充実に努めていきます。

## 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度(2020年度)末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場合	日標値	設置
設置	実績値	設置

●令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とし、実績は 設置としました。

この事業は、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があるとして、目標設定されたものです。市では、これまでも個別に精神科病院退院時の地域における支援体制を調整する退院時サービス調整会議や在宅者についても必要に応じた個別支援会議の開催など、この事業の機能を果たす業務を行っていましたが、目標設定にあたり、新たに会議の実施体制を整備しました。

精神障害者における 就労継続支援B型事業 実態調査報告書

令和2(2020)年4月 特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会

Supported by **日本 THE NIPPON 以回 FOUNDATION** 

出典:特定非営利活動法人精神障害者地域生活支援協議会ホームページ掲載「精神障害者における就労継続支援B型事業実態調査報告書」 https://www.ami.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/84addcf911fd6e8cd4430d1685ca5496.pdf 本調査についての「結果」「考察」「提言」は、前章までにおいて示されているため、本章では調査研究を進めた結果についての所感を中心に述べていきたい。そのため、本章は調査によって実証された結果に対する個人的な感想も含まれていることを予め断っておく。

## (1)「数字で実証されたこと」を真摯に受け止める 必要がある

正直な思いとしては、「工賃額は利用者の満足度に相関していない」という、ここまでストレートな結果が出るとは想像していなかった。調査の準備段階では、「工賃額の高低に満足度は左右される」ことは前提であった。その前提の上で「多様な利用者ニーズが混在している就労継続支援B型事業所(以下、B型)であるがゆえ、『工賃以外の援助の必要性』を感じている利用者も一定数存在するであろう。その仮説が実証されるデータが導き出せれば、現在の工賃額のみで評価する国の画一的な方向性に異議申し立てができる」と考え、本調査を計画した経緯がある。しかしながら、こうした結果がストレートに出てきたことは予想を超えるものである。

B型の利用者に関しての今回の規模での大規模調査は国内では初のことであり、今回の利用者満足度は、明確な事実として強く重く受け止める必要がある。本調査で知り得た結果は、必ずしも精神障害をもつB型利用者全員に当てはまることではないとも言えるが、国が進めた工賃で区分けする報酬は、「利用者ファースト」という視点から考えると、はたして妥当性のあるものなのか、疑義があると考えられる。

平成29年冬、報酬改定案が議論された際には、「(生活支援が大切であるという)データを持っていないので検討できない。工賃額で区分することは、誰の目から見てもわかりやすいことなので、、、」という意見があった。今回、このような結果が出たということは、「誰の目から見ても」の「誰」に、本来、一番に入るべき利用者が入っていなかったということが言えるのではないか。

#### (2)人が「働く」ことの意味や価値、役割は広く、深い

平成30年6月、B型調査を企画検討する実行部隊として検討委員会の下にプロジェクトチーム(以下、PT)を設けた。PT内では、B型の実態を紐解くうえで、B型の特徴や差別化(地域活動支援センターや生活訓練、デイケア等の他日中系事業との違い等)について話し合いを行った。そこで出てきたワードは「働くこと(生

産活動)」であった。もちろん、地域活動支援センターや生活訓練でも作業プログラムを取り入れている事業所は多いが、B型には事業名にも「就労」とあり、利用者も働きたいという思い実現する場、自分にとっての仕事場として利用している方が多いと考えた。その中で「働くこと(生産活動)」という機能を有するB型が利用者にもたらす効果はなんであろうか、という視点を持ちながら調査票を作成していった。

結果としては、「働くこと(生産活動)」は工賃以外 の面での満足をもたらすことが調査結果から示唆され た。利用者個々での異なる価値、アイデンティティー、 願い、課題解決等が関連していることも、調査結果か ら読み取れる。「考察」で示された通り、「働くこと」と 「生活支援」が両輪で機能する援助が満足度に大き く影響している。単に所得保障といった「生活費の一 部を捻出するという性格だけではなかった」ことがデー タとして示されたわけである。国が近年、B型事業で推 し進める 「障害者の働き方」 = 「所得を得る」 「就職す る」という観点だけでは全く収まらない「働くことから 生じる多様な効果」がB型にあることが示唆された。 本来であれば「お金は欲しい」 はずであり、それは誰し もが持つ当然の欲求であろう。しかしその当然の欲求 よりも優先したい、さらに必要な援助、関わりが求めら れているという結果が、B型利用者の実態であり、我が 国で暮らす精神障害をもった方々の切実な心の叫びと 受け取ることもできるのではないか。「税収を増やした い」「労働力を増やしたい」といった、財源ありき、経 済優先で進める制度設計によって、人の思いや目標が かき消されてはならない。人の暮らしにとっての労働、 働くということの意味、価値、役割をもっと広く、深く考 える必要がある。

一方で「働く」ことについて、検討委員から「就労支援において『支援のゴールはリカバリー』と言われるように、リカバリー志向性を高める支援は、とりわけ精神障害の持つ方の就労支援には重要であり、就労支援においては生活支援と相談支援が欠かせないことが今回の調査結果で明らかになったのでは」という意見があった。PT内でも、「就労定着支援での鍵は生活支援。就職前にそこをちゃんとやっておかないと、後で崩れてしまうことが多い。当たり前に必要なことだが、日常生活での支援をちゃんとしない就労移行支援事業所はあるのでは、、、」という声もあった。企業就労における必要なファクターは単に面接でのスキルや企業とのマッチングに留まらず、まずその人個人の暮らし、生活状況を把握し、必要な援助を行うことが大切である。

また、PT内で行った工賃額と満足度についての意見交換にも触れておく。「工賃額は2万円や3万円レベルでではなく、10万円くらいだと満足度に繋がるのでは?そのレベルだと利用者も自分の生活の変化を容易に想像できる金額だろう」という意見である。つまり、現行制度の中でそのような支援を行うことを期待されているのはA型であり、B型での「働く」支援は別の次元であるのではないか、ということである。

対象者や具体的な支援内容が異なっていながらも、 法律上「就労継続支援」に区分されていることが、無理 に関連性を持たせたり、一方で差別化し、歪んだ関係 性がA型とB型にはあるのではないか。加えて、工賃と 所得保障を考えた際、生活保護制度の稼働収入による 返金額や手元に残る金額の設定が、就労意欲を削いで しまっている可能性もあるのではないかという懸念も生 じる。令和元年10月の消費税増税に伴い、障害基礎年 金受給者へも給付金(1級6,250円、2級5,000円)が追 加支給されることになったが、生活保護受給者にとって は、この追加支給は収入認定されるため、「工賃と給付 費の合計額と保護の控除額である15,000円との差額を 返金する」こととなる。生活保護法、年金制度、、、縦割 り行政による制度間の歪みにより、結果として労働意欲 の低下に繋がる事態も生じている。

また、B型のあり方や工賃について検討委員からは、「障害者権利条約に際し、ドイツでは日本でのB型に当たる施設(事業所)を『労働者として一定の処遇をすべき』との勧告を受けた。日本のB型もドイツと同様に何かしらの指摘が出るのではないか?」、「旧法での他障害との制度上の大きな格差から、精神障害分野は経営基盤の弱い事業所が多く、十分な設備投資が困難であった経緯も工賃に影響しているのではないか」という意見もあった。ワールドワイドな働く場の捉え方や、今までの歴史や事実をふまえ現状を検証する必要性など、様々な捉え方、考え方があると言える。

#### (3) 現行制度の限界と法改正について

平成18年に現行法の前身である障害者自立支援法(以下、支援法)が施行された。残念ながら、この法律は障害者福祉について時間をかけ考え作られた法律ではない。周知のことと思うが、15年にスタートした支援費制度の財政負担増が支援法発端の理由のひとつである。これにより、障害福祉サービスは「措置から契約」へと新しいあり方に転換した。しかし、支援費制度のサービス量は国が想定していたものを1年目から大きく上回り、必要額が予算額を超える事態となった。支援法は、その状況

を打開するため 「持続可能な制度」 にと慌てて策定された。 つまり支援法は、障害者への支援内容よりも、まずは 財源面がクリアすべき使命であった。

当時、支援費制度の蚊帳の外に置かれていた精神障 害分野において、とりわけその中でも最も利用者数の多 かった小規模作業所については、自治体ごとの補助金 制度により支えられていた。支援法での三障害一元化に よる全国一律の制度に乗ることで、全国での運営費格 差は一定程度解消したと言える。しかしながら一方で、 一元化の法内容であるがゆえ、それぞれの障害特性に 対する考え方、支援は貧しくなった面がある。法体系の 根幹となる個別支援給付事業の体系も、障害のある人 たちの様々な暮らし(生き様)を「介護」と「訓練」とい う極端ともいえる定義付けで2分化し、さらにそれぞれ を細分化することで対応しようとした。つまり、世代や特 性、価値観、等、障害を持つ方個々の様々な生活場而に 対応する仕組みとは言いがたく、人の暮らしを類型化、 パターン化することにより、制度から抜け落ちてしまう方 が生まれてしまっている。支援法により障害福祉の財政 規模が飛躍的に拡大したことに間違いはないが、一人ひ とりの障害者にとって「使いづらい仕組み」が生じてい ることも、もう一方の事実である。

殊に、支援法が構想された際、就労継続支援事業には、そもそもB型の存在がなかった点は特記すべきことであろう。国が示した支援法(案)の段階では福祉的就労の類型として、就労継続支援事業は雇用関係を伴うもの(すなわち、現在のA型)しか設定されていなかった。それが全国の関係団体等からの強い抵抗により、後から国が追加して作ったのがB型である。つまり、当初想定していなかった利用者との雇用関係を伴わない事業所の移行先として、後付け的にB型という類型が設定されたという経緯がある。国は当初、障害を持つ人の働き方をA型というサービス類型内容で実現しようとしていたため、想定していなかった対象者の「福祉サービスを利用しながらの多様な働き方」についてはさほど重きを置いていなかったのではないかと憶測する。

当初、国は全国の小規模作業所(三障害)を支援法の施設体系の対象施設とは位置付けておらず、旧体系での授産施設、福祉工場等の法定施設の移行先として事業内容を考えていた。しかし、それに対する全国的な運動、要望の結果、小規模作業所も支援法での施設体系に組み込むこととなり、就労継続支援事業の事業内容、対象等はより幅広い活動を伴う事業としてスタートしたのである。障害を持つ方の地域生活を多様な支援で支えてきた全国の小規模作業所を想定外に置いてい

た法律でありながら、結果として現在のB型には、小規模作業所での活動の延長上での支援活動が生きている。先に記した通り、「支援内容」ではなく「財源問題」で生まれた法律であるがゆえ、実態とはそぐわない内容が内包された法律だと個人的には考えている。

また、本調査では検証していないが、給付事業の類型から抜け落ちてしまう対応策や多様な支援策の法体系的な位置付けとして、地域活動支援センターの役割は大きい。しかし、それは地域生活支援事業として、自治体財源に依る事業のため現実的には給付事業並みの事業運営は難しい。支援内容も、設置基準等も地域ごとで大きな格差があり、残念ながら地域活動支援センターは、給付事業を十分にフォローできる状況とは言い難い。「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」が叫ばれ、自治体の役割が一層重要性を増している今、単に自治体に丸投げするような制度ではなく、国が責任を持つて障害を持つ方の暮らしに寄り添った給付事業と地域生活支援事業の双方のあり方を再検討する必要性がある。

#### (4) 教わる立場であること

今回の調査を通し、全国の利用者の声を伺えたこと はとても大きな収穫である。私たちにとって仮説であっ たことが実証された良い収穫がある一方、利用者との認 識のズレやおごりにも似た判断もあるのではと、自らの 足元を振り返る機会にもなった。

国は「工賃を上げることがB型の使命」と掲げ、それに基づいて報酬が改定された。事業所もその方向性を目指し作業量を増やす方向に動いた現象がある。しかし利用者の満足度は別のところにあるのではないかというのが今回の調査結果である。「こうすることは障害を持っている人にとって良いことだし、幸せなはず」と、国も事業所も、当事者の思いをちゃんと確認できていない中で、勝手な想像の域で動いていたということになるのではないか。障害の当事者ではない側の常識や感覚、観念が優先した中で、ルールが作られ、運用がなされたことになる。本章(1)でも触れたが、利用者(当事者)の実態がしっかり理解されない中で、社会が動いてしまったのではないかという懸念である。

「私たちの事を私たち抜きで決めないで(Nothing About Us Without Us)」。今回の調査結果は、制度を作った国だけではなく、支援者と呼ばれる自分たちにも、我が身を振り返る必要を痛感させた。この仕事を始めた当時、ある先輩職員に「私たちがわからないこと、困ったことの答えは、目の前のメンバー(利用者)が持っ

ている」と言われた記憶が蘇って来る。もっと利用者自身から教わらなくてはいけない立場であることを自分たちは忘れてしまってはいけないし、日々の業務の中で、もっと利用者との関わりを増やし、深め、想像し、確認していく作業を絶やしてはいけない。

国(行政)は障害を持つ人、支援者の行く手を左右する仕組みを作る立場である。支援者(事業者)は制度を運用し、障害を持つ人の生活に直接的に関わる立場である。どちらの立場にいる者も、知らないこと、わからないことが沢山ある。障害当事者の声に耳を傾け、謙虚に「教わる」姿勢でいることを忘れてはいけない。おごることなく、自分たちのあり方を今一度、組織、個人が認識すべきである。

最後になるが、今回の調査は当初予定していた内容より大幅に調査項目を増やし、回答者にとってはとても手間のかかる調査となってしまった。それにもかかわらず多くの利用者のみなさん、事業所の方々がご回答くださったことに心より感謝申し上げる次第である。多忙にも関わらずご回答してくださった方々の熱い意思を受け取り、その重みを感じている。

今後もみなさんから頂いた貴重な意見、思い大切に、 我が国の精神障害福祉がより発展していくよう、さらな る活動を行っていく所存である。

## 令和4年度つくば市学校給食の在り方懇談会報告書

#### 1 はじめに

従来、つくば市における学校給食運営上の重要事項については、教育委員会の 附属機関である「つくば市立学校給食センター運営審議会」で審議を行ってきた。 しかしながら、基本的な学校給食の在り方や望まれる形について、自由な意見を 聴取、交換する場が存在せず、望まれる給食施設や食育の在り方について議論す る機会が必要であると考えた。

そのため、学校給食に係る施設整備や学校給食の課題と方向性について、今後のつくば市の学校給食の基本的な在り方を検討する際の参考とするため、つくば市では令和3年度から「つくば市学校給食の在り方懇談会」を開催してきた。

令和4年度も引き続き、計5回の懇談会を開催し、市議会議員、公共的団体の 職員、学識経験者、学校教育関係者、公募により選考された市民委員等様々な関 係者による意見交換を行った。

本報告書は、全5回の懇談会について、その実施内容と交わされた意見について、とりまとめたものである。

### 2 懇談会構成員

区 分	所属・役職	委員指名
市議会議員	つくば市議会	小森谷 さやか
地方行政機関及び公	JA つくば市学校給食部会部会長	稲葉 恒男
共的団体の役職員	JA つくば市職員	會原 亮太
	JA つくば市谷田部役職員	横山 治夫
	JA つくば市谷田部職員	太田 英明
学識経験者	つくば市栄養士部会部長	井砂 利江子
	つくば市学校給食会給食主任代表	宇都宮 彩花里
	つくば市食生活改善推進員協議会会長	鷹巣 節子
学校教育関係者	つくば市校長会会長	栗山 賢司
	つくば市学校給食会会長	岡野 知樹
	つくば市幼稚園会会長	中野 桂子
学校給食運営に関わ	つくば市教育局長	吉沼 正美
る市職員	つくば市財務部長	中島 弘志
	つくば市経済部長	野澤 政章

	つくば市給食センター代表所長	新関	清美
市民	つくば市PTA連絡協議会会長又は会	重光	泉
	長が指名する者		
	市民公募(市内学校等に通う子の保護者)	金子	朋子
	市民公募(市内学校等に通う子の保護者)	河口	宗央
	市民公募	秋元	波
	市民公募	加藤	祐望

### 3 開催状況

(1) 第1回

令和4年7月4日(月)13:30~15:30 庁舎204会議室

自己紹介

事務局説明

- ・つくば市学校給食の在り方懇談会について
- ・令和3年度つくば市学校給食の在り方懇談会活動報告について 意見交換(3班に分かれてグループワーク)
- (2) 第2回

令和4年9月8日(木) 9:30~11:30 つくばすこやか給食センター豊里 他施設見学

意見交換

(3) 第3回

令和4年11月16日(水)10:00~12:00 庁舎職員研修室 Zoomによる自校方式給食施設の紹介及び説明 都内自校式小学校事例発表

質疑応答

(4) 第4回

令和5年1月13日(金) 9:30~11:30 庁舎防災会議室 意見交換(センター方式給食と自校方式給食の比較検討)

(5) 第5回

意見交換(センター方式給食と自校方式給食の比較検討)

## 4 各回の概要

懇談会では、つくば市の学校給食における地産地消の推進や、食育の実施状況を確認した上で、その重要性を再認識し、さらなる工夫の余地について意見が交換された。(表 1)

また、地産地消や食育等の観点から、学校給食の提供上望ましい施設として、現行のセンター方式と自校方式の比較や施設見学を行い、それぞれのメリット、デメリットを委員間で議論を行った。(表 2)

表1 各回での意見一覧

	意見	備考
第1回	【A班】 ・テーマとして自校方式給食を取り上げたい。 ・牛久市の自校方式給食施設とつくば市の給食センターの両方を見学したい。 【B班】 ・食育の現状について情報共有した。 ・現在、給食は前を向いて黙食をしておりとても悲しい状況だが、早く元のようにしゃべりながら楽しく食べられるようになってほしい。 【C班】 ・昨年度多く意見の挙がった自校方式かセンター方式かについて、今年度も引き続き議論していきたい。自校方の実験的な導入など、建設的なゴールに向かって何かしら提案していきたい。 ・地産地消に関する理解を深めたい。 ・今後も物価が上がっていく中で、誇れるつくば市の給食を維持するために必要なことをお金のことも絡めて議論したい。 ・フードロスを減らすためにどうしたらいいかを考えていきたい。	A、B、Cの3つの班に分かれて、グループワークを実施。 今年度懇談会の進め大等について、意見交換を行った。
第2回	・フードロスや購入額の課題に対して、B品(規格外)の利用について言及されることがあるが、B品だけを納入するのは困難である。また、子どもたちには、なるべくいいものを提供したいと考えている。 ・野菜の規格(大きさ)を一律そろえるというのは不可能だが、大小にわけることで極力受け取ってもらっており、すごく助かっている。 ・フードロスに関して、給食の献立は決まっているので、今この野菜が余っているから使ってくれというのはどうしても難しい。協議していくしかない。 ・地産地消率の向上という点では、入札制度が非常にネックになっている。特に今までに経験の無い気象となっており、経験を分析しながら作っている農家が1か月後	すこやか給食センター 豊里見学後、地産地消ん ついて意見交換を行っ た。

	の価格を予測するのは非常に困難。 ・規模の小さな農家を抱える JA は、少量多品目生産の 農家が早くから発達し、直売所等に販路を開拓してき た。反して、大規模化するセンターになかなか対応が難 しくなっている。	
第3回	・旬のものが経済面でも、栄養面でも一番優れている。 子どもたちにしっかりと旬をわかってもらい、その作物 の背景にある歴史や物語等考えてもらうと、地球環境に やさしい農業経営につながると考える。 ・残食率が非常に少なくて、本当に子どもたちが大好き だということがひしひし伝わってきた。 (非公開の部分が多かったため、公開できる意見が少な くなってしまった)	牛久市の自校方式給食 施設紹介 (Zoom 利用) 後、都内小学校の栄養教 論による事例発表を行 う。
第4回	(各グループから出た意見をそれぞれ「本当にメリット・デメリットと言えるのか」を全員でチェックした。結果は表2に記載。) ・現実的な方向として、給食センターのデメリットをどうしたら消していけるか、自校方式のメリットをどうやったらセンターに取り入れていけるか、という話し合いを行った方が建設的である。 ・メインはセンター方式だが実験的に自校方式もやっていく、というような提言をまとめつつ、センターをよりよく運営していくためにはどうすればよいか考えるべき。	A、B、Cの3つの班に 分かれて、グループワー クを実施。 センター方式給食と自 校方式給食の比較検討 を行った。
第5回	・つくば市の望ましい学校給食の在り方について、各委 員の意見が聞きたい。(各委員の意見については、「5 今 後の取組みに対する各委員からの意見」に記載。) ・意見を報告書としてまとめる。	第4回から継続して、センター方式給食と自校 方式給食の比較検討を 行い、各委員の意見を求めた。

## 表 2 給食施設の比較検討

## 【給食センター方式】

	メリット	デメリット
食育	・市内で統一した食育が可能。	・児童生徒にとって調理現場が身近で ないので、気軽に見ることができな い。
地産地消		・大量納品に対応できる農家もしくは JA を通してのケースでないと納品しづらい。 ・小規模農家は大量の需要に対応する ことが難しい。

コスト	・施設の整備費や維持管理費のコスト 効率が良い。 ・大量購入のため、食材購入費のコスト 分率が良い。 ・人件費のコスト効率がよい。	・配送費用がかかる。 ・センター整備時に多額の建設費がか かる。
その他	・徹底した衛生管理の一元化を図ることができる。 ・調理工程の完全分業化や、専門調理 室の整備により、アレルギー対応の安 全性が確保される。 ・児童生徒数の増減に対応しやすい。 ・自校方式より調理員や栄養士の配置 が少なくてすむため、人員を確保しやすい。 ・全児童生徒が、同じ給食費で同じ給 食を食べることができる。	・配送時間が必要であり、出来立ての 給食を提供することができない。 ・配送時間確保と大量調理のため、加 工品を使わざるを得なくなり、メニューに制限がでる。 ・食中毒が発生した場合、複数の学校 に被害が及ぶ。 ・メニュー毎の残菜量がわからない。 ・休校や学校行事等、急な変更への対 応がしにくい。

## 【自校方式】

	メリット	デメリット
食育	・児童生徒が給食を身近に感じることができる。 ・児童生徒の実態に応じた食育が進めやすい。 ・学校独自の献立や、手間をかけた調理が可能。 ・加工品の使用を抑えられ、添加物の使用が少なくできる。 ・学校で児童生徒が育てた野菜を給食に使用することができる。 ・メニューと残菜量の比較ができるため改善点が検討でき、フードロス削減を図ることができる。 ・学校行事と連携したメニューを作りやすい。 ・児童生徒自身が献立を作るなど、直接給食作りに参加しやすい。	
地産地消	・少量生産の地元生産者からの納入 も可能なため、地産地消が進めやす い。	・配送先が増えた場合、業者の納品が 大変になってくる。
コスト	・配送費用がかからない。	・施設の整備費や維持管理費のコスト 負担が大きい。 ・食材購入費が割高になる。 ・人件費のコスト負担が大きい。

#### その他

- ・出来立ての給食を提供することができる。
- ・学校独自の個別のアレルギー対応 ができる。
- ・行事や休校等、急な変更の場合で も学校の都合に応じた給食提供が可 能。
- ・各校に人員を配置するため雇用が 生まれる。
- ・各校に人員を配置する必要があり、 人員確保が困難。
- ・学校内に給食室整備のための場所が 必要。
- ・児童生徒数の増加に対応しづらい。
- ・衛生管理やアレルギー対応について、個別管理の徹底が必要となる。

### 5 今後の取組みに対する各委員からの意見

- ・どうしても自校方式には勝てない部分があることが明確になった。しかし、様々な工夫によって、その差が埋まることはたくさんあるので今後取り組むべきと考える。
- ・給食は安全に安定して供給することが基本であり、その上に食育など様々なことがあると考える。センターのデメリットと言われることがメリットに変えられないか、検討していくべき。
- ・短期的にはつくば市が自校方式を取り入れることはないと思うが、将来的な考え方をどうするか、センター方式を取りながらも自校方式の良い点をどう取り入れるか、といったことを今後検討すべきと考える。
- ・子どもたちが減った時に施設が無駄になることのないよう、将来に負担を残す ような施設整備をすべきではない。
- ・食料自給率が低い我が国の現状がある中、消費者側としていかに生産者をサポートし、生産者を増やしていくのか、皆で考えていくことが必要。
- ・国は 2050 年に 25%をオーガニックにするという目標を掲げているので、市内でもそれに向けた動きをする必要がある。オーガニック食材を給食にも取り入れられるように、方向性を探るべきと考える。
- ・センターのデメリットを抑えて自校方式のメリットを取り入れることで、子ど もたちの給食を良くしていくべき。
- ・センター方式でも地産地消を進める方策を考えていく必要がある。
- ・将来的な給食センターの老朽化や調理機器の老朽化に対して、少しでも将来に 負担をかけぬよう、日々の施設管理や設備メンテナンスを適切に行う必要がある。
- ・保護者が、自分たちの子どもが食べている給食についてもっと関心を持てるような取組みを考える必要がある。
- ・小麦アレルギーの子どもが皆と一緒の給食を食べられる頻度を増やすため、米 粉を使ったパンや麺などの使用を考えると良い。

- ・給食の時間や食育を充実させるため、給食時間を長く取れる方策を考えると良い。
- ・自校方式の話になるとコスト面の話になりがちだが、給食は子どもの口に入る ものであり、子どもを作っていくものであるので、コストを割くべきと考える。
- ・他自治体の情報も集めて調査研究を進め、つくば市ではどんなやり方がいいのか、今後も検討していくべき。
- ・自校方式の良いところをたくさん話し合った。1 校でもいいので自校方式を取り入れることを検討していくべきと考える。
- ・ハラール食や、アレルギーの児童生徒も食べられる給食の提供の頻度を上げられると良い。
- ・割れにくい磁器(ポーセリン)の食器での提供について、検討いただくと良い。
- ・自校方式の給食を1か所でも2か所でも開始するための具体的な検討、準備を始めるべきと考える。老朽化が問題となっている茎崎給食センターの配送先の学校や、広い敷地を有する学校が候補になり得る。1か所、2か所での実施を踏まえ、さらに長期的な方針を検討するのが良いと考える。
- ・センター方式主流で実施していく中で、美味しく、できたての温かい給食を提供していく方法を模索すべき。具体的には、加工品の使用を減らし、添加物の少ない給食の提供を検討すべき。
- ・一対一の関係作りができる自校方式と異なり、センター方式は子どもたちの直接的な関わりが薄くなってしまうということだったので、この弱みを補うべく、子どもたちの献立作りへの参加、子どもたちの施設見学など、積極的に子どもたちを給食づくりに巻き込み、発信していくと良い。
- ・新設校に自校方式給食施設を導入し、自校方式給食での食育の取り組みや地産 地消の取り組みを積極的に進めるべきと考える。
- ・ 茎崎給食センターは谷田部に統合せず、各校に自校方式給食施設の導入を検討 すべき。少なくとも、建替えで茎崎に給食センターを残すべき。
- ・自校方式給食に実際にかかる費用、食育及び地産地消推進におけるベネフィット等の比較をし、大規模給食センターが更新となる時までに方向性を定められるよう、研究を進めていくべきと考える。
- ・納入業者が大規模か小規模かを問わず、地産地消を進めるためには入札以外の 方法を検討すべきと考える。

#### 6 おわりに

本懇談会では、学校給食の提供上望ましい施設として、現行のセンター方式と

自校方式の比較検討を行った。市は今後の給食施設整備に当たっては、当懇談会委員から導入を望む声が多かった自校方式について検討されたい。また、つくば市の学校給食における地産地消の状況や食育の実施状況を確認し、さらなる工夫の余地について意見も交換された。

他自治体の事例を学ぶ機会にも恵まれ、施設整備面だけでなく、食育の取組み 等において参考となる実例に触れることもできた。

今年度最後の懇談会では、各委員から年間を通しての総括として、上記のような今後つくば市として取り組むべき内容が意見として出された。

今後、これらの意見を参考に、つくば市学校給食のさらなる向上を図ることが 望まれる。